

会 議 名 議会改革特別委員会
開閉日時 平成26年9月16日(火)
午前10時00分～午前10時54分
(休憩 午前10時27分～午前10時29分)
会 場 委員会室

1. 出席者

1番 長谷川 広昌、 2番 黒川 美克、 3番 柳 沢 英 希、
5番 柴 田 耕 一、 7番 杉 浦 辰 夫、 11番 鷺 見 宗 重、
14番 内 藤 皓 嗣、 15番 小 嶋 克 文
オブザーバー 議 長、副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

浅岡保夫、幸前信雄、北川広人、鈴木勝彦、小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 特別委員会第45回の検討結果について
- 2 意見交換会・意見広聴会について
- 3 検討テーマの順次検討について
 - ・ 各種行政委員の議員配属の見直しについて

- ・ 会派代表質問制の導入について

4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小嶋克文委員を指名いたします。

《議 題》

1 特別委員会第45回の検討結果について

委員長 過日、「議会改革特別委員会第45回検討結果について」を配布させていただき、お目通しをいただいていると存じますが、何か御意見等がございましたら、お願いいたします。

意 見 な し

2 議会報告会・意見広聴会について

委員長 確認ですが、前回の議会改革特別委員会において、まずは、意見広聴会を議会報告会と同日に開催し、意見広聴会のテーマについては、各委員会で検討していただくこと等が決まっております。それでは初めに、次回の議会報告会の報告形式について、決めたいと思います。これまでの議会報告会では、

委員会ごとに報告を行っておりますが、次回の議会報告会も同様の形式で実施することによろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なければ それでは、次回の議会報告会も委員会ごとに報告をしていただく形式といたします。次に、報告していただく委員会ですが、1、議会運営委員会、2、総務建設委員会、3、福祉文教委員会、4、決算特別委員会、5、議会改革特別委員会、6、公共施設あり方検討特別委員会、以上、6つの委員会がありますが、委員長の案としては、議会運営委員会以外の委員会は全て報告することとし、議会運営委員会については、5月の臨時会で特に報告すべき議案がなかったことから報告はなしでもいいのかと思いますが、議会運営委員会の委員長の御意見はいかがでしょうか。

意（14） なくてもいいと思います。

委員長 今、委員長の発言どおり、なしでということでありました。議会報告会では、議会運営委員会の報告は、実施しないこととさせていただきます。次に、議会報告会、意見広聴会の日程ですが、8月5日に特別委員会がありまして、次回を決めるに当たって特別委員会を開かなくても、こちらのほうで案として11月8日の土曜日、エコハウスをとる都合もありまして、こちらのほうで予約はしてありますが、その予定を空けていただきますようお願いいたします。皆さんの予定はどうでしょうか。11月8日の土曜日、時間はですね、いつも2時から開始になりますので、エコハウスをとってあるのは12時から18時まで。改めて日にち、11月8日、土曜日、開会は2時からですけど、皆さん集まっていただくのは12時ということでお願いいたします。次に、議会報告会開催に向けたタイムスケジュール、役割分担等については、これまでと同じく議会だより編集委員会にお願いするということにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしということで、それでは、そのように決めさせていただきます。議会だより編集委員会の皆さん、よろしく願いいたします。副議長さん、よろしく願いいたします。

意（副議長） はい。

委員長 なお、発表される委員会につきましては、編集委員会から提示されるタイムスケジュールに合わせて、報告事項の検討や資料の作成をお願いいたします。次に、意見広聴会についてですが、初めに確認しましたが、議会報告会と同日に開催することが決まっております。前回の議会改革特別委員会で決定した要綱に基づき、次回の議会改革特別委員会までに、各委員会から私までテーマを提出していただくようお願いいたします。これは、前回の8月5日の特別委員会でも常任委員会なり特別委員会のほうでテーマを出していただきたいということをお願いしていますので、今の時点では、まだ委員会を開かれていますでしょうか。総務委員長さん。

意（5） 総務建設委員会は、18日の総務建設委員会の後に開催予定ですので、お願いいたします。

委員長 福祉文教委員長さん、おみえになりますので。

意（3） うちのほうの委員会も19日の福祉文教委員会、協議会等があった場合、各派と議運があるだろうという話なんですけど、その後にということで。

委員長 あと決算特別委員会としては、これは、特別、テーマとしてはどうですかね。

「決算特別委員会のほうからということ。」と発声するものあり。

委員長 特別委員会でもテーマを出して、なければならないであれですし。まだ委員会としては、特別開いてなければ、ないということになります。

意（15） とりあえず、今回、両常任委員会のほうにもしあれば。

委員長 公共施設あり方検討特別委員会は、傍聴のほうで委員長さんおみえになりますけど。特別委員会を開いて、テーマをとということで予定されていれば。

傍聴者発言（公共施設あり方検討特別委員会 委員長 北川議員） 予定はしてないんですけど、できれば、テーマを出せというのであれば、検討していただきたいことが。例えば、テーマも、その漠然としたテーマでなくてね。例えば、うちで言うと公共施設あり方計画みたいな大きな形でテーマを出してしまうと、意見の出方がさまざまになるではないですか。そういったことをどういうふうにしていくことだとか、それから、当日、どういう説明をしてそのテーマに対して意見を求めるという形にするのかだとか、あるいは、出てきたものをどのように取りまとめをして、どういうふうに戻していくかというような、広聴会においてのやり方みたいなもの。そういったものをしっかりと決めておいていただかないと、ちょっと難しいのかなという気がしますけども。そうでないと、何でも幅が広すぎてしまうとね、もっとわかりやすく言うと、例えば、福祉文教のほうの子育て支援についてなんていうテーマを出してしまうと、さまざまな意見が出てしまいますよね。この施策に対してどうですかとかというならあれだけでも、そうでないとやはり意見はいただきにくいと思うんですよね。その辺のところもある程度決めてもらったほうが、わかりやすくなるのかなという気がするんですけどね。

意（14） 今の北川議員の意見に対して、僕は、あり方検討委員会のほうで検討したほうが、ここで検討するよりはいいのかなというふうに、私は思うんですけどね。あちらは全員参加でもありますし、実際にそういうのを、資料をつくることになるわけですので、ここで、こうやってやりなさいみたいなことではないほうがいいのかなと私は思いますけどね。

委員長 今、ちょっと確認させていただいたのは、テーマを出すに当たって、委員会を特別今まででこのテーマについて絞って開いてみえなければ、改めて、次の予定はどうかということを確認させていただいていますので。まだ、その常任委員会なり、特別委員会、今、常任委員会は9月18日なり19日ということでお聞きしましたので、特別委員会のほうも開かない委員会もあれば、開いていただいて、改めて、その中でテーマを出していただくようにというこ

とお願いいたします。いいですかね。

意見なし

委員長 当然テーマを出すに当たって、次回の議会改革特別委員会の日程を決めて、それまでにということ、今、常任委員会は18日、19日に開かれて、そこでテーマがあれば出していただくということになりますので、ここでちょっと最後の日程ではないんですけど、この場で、議会改革の次回の日程を皆さん、決めていただければと思いますけど。

「言ってくださいよ。」と発声するものあり。

委員長 きょうが9月16日、常任委員会開いて、閉会后ですか。

「別に、いつでも。」と発声するものあり。

委員長 テーマが決まれば、これを皆さんに議会報告会でのテーマ内容として、印刷物として出すあれがあるものですから、それを逆をとというと、いつまでにということに。11月8日が、日にちへ決まってきた、何日前に。

意（副議長） 議会だよりの編集委員会からですけども、紙面の都合上、どこまで報告会の内容が載せられるかという部分がございますけども、その辺は委員長のほうと調整させていただいて、最大限、PR、広報できるような形でいきたいなと思っています。11月8日の何時から、どこで、第何回の議会報告会を開催いたしますという部分は載ると思いますけども、広聴会の内容のテーマですと、たしか10月7日のあたりが最後かな、「ぴいぷる」の原稿の最後かなと思いますけども。

委員長 10月17日。

「17。」と発声するものあり。

「7日。」と発声するものあり。

委員長 17日。

「7日。」と発声するものあり。

委員長 7日。10月7日。

「編集委員会。」と発声するものあり。

委員長 そうですか。

意（副議長） ここら辺が最後かなと思いますので、広聴会のテーマを載せるとなると、これよりか前に決めていただいたほうがいいのかなと、そんなふう
に思います。

委員長 10月、その前の週ということになりますと。

「3日は、あれですね。」と発声するものあり。

「報告会がある。」と発声するものあり。

「視察の報告会がありますね。」と発声するものあり。

委員長 常任委員会の視察報告会が10月3日、金曜日、1時半から予定されています。もしあれであれば、その後。これ、視察報告会は、時間、何分、どれぐらい。2時間。

「2時間もやるのですか。」と発声するものあり。

「よくやっても、1時間ではないですか。」と発声するものあり。

委員長 それ終わってからということで、いいですかね。

意見なし

委員長 それでは、次回の議会改革特別委員会の日程としては、10月3日、金曜日、常任委員会視察報告会終了後ということで、お願いいたします。ですから、今、これで次の議会改革特別委員会の日程が決まりましたので、それに間に合うようにテーマを提出していただくようお願いいたします。いいですかね。

意見なし

3 検討テーマの順次検討について

委員長 初めに、各種行政委員の議員配属の見直しについて、確認ですが、前回の委員会では、農業委員会委員については、すでに議員枠をなくしていることから、今後の議論から外すことが決定されました。また、明確に充て職とされている、防災会議は議長、国民保護協議会を議長、民生委員推薦会は福祉文教委員長に関しては、議論の趣旨が違ふと考え、今後の議論から外し、したがって、今後、議論すべきものは、都市計画審議会、青少年問題協議会、土地開発公社にしてはどうかとの御意見がありました。よって、今後の議員配属の見直しについては、都市計画審議会、青少年問題協議会、土地開発公社、以上の3つに絞って議論を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのようにさせていただきます。それでは、まず初めに、都市計画審議会について、御意見のある方はお願いします。

意（議長） ちょっと確認ですが、都市計画審議会というのは、今まで議員が有識者というか、その辺のレベルで入っていたのですかね。

委員長 少しお待ちください。局長わかりますかね。

説（事務局長） 今、都市計画審議会の議員の選出根拠等でございますが、これも以前のときにお話をさせていただきましたが、もう一度御確認をしていただきますと、都市計画審議会の議員選出は、これは根拠が都市計画審議会条例の第4条第2項において、市議会の議員といたしまして、現在2名の議員さんを選出しております。任期、定数、報酬については、以前出させていただいた資料のとおりでございます。これまで、平成14年までは4名の選出をしておりましたということで、委員の選出については、総務建設委員より2名選出しておるといふ現在の状況でございます。

委員長 議長。

意（議長） そういうことなら、そのまま。これとですね、もう一つ、土地開発公社、ここについては議員が入るべきだというふうに僕は個人的に考えていますので、皆さんにまた御意見いただきたいなと思います。

委員長 ほかに、御意見は。15番、小嶋委員。

意（15） 都市計画も、それから、青少年も、それから、土地開発も全部一緒なんですけども、やはり議員が発言する場というものがあれば、僕は、むしろ積極的に参加して行って、いろんな資料もいただいて、その中でしっかり発言をしたほうが、議員としての責任も果たせるんじゃないかと、だから現状維持で、3つに関しては。ちょっと飛んじゃいますけど、すみませんけど。

委員長 まとめてですか。

意（15） まとめてです。

委員長 ほかに、御意見は。14番、内藤委員。

意（14） これまでの状況からして特別に問題がなければ、従来どおり引き継ぐというか、継続すればいいかなというふうに私は思いますけど。

委員長 2番、黒川委員。

意（2） 私も、今、2人の方が言われたみたいに、都計審も4人から2人にしていきますし、それから都市開発公社の関係もやはり市の事業に関係して土地を取得するわけですので、そここのところも現行どおりということで。それから青少年問題のほうも青少年の問題やなんかもいろいろありますけれども、そう

いった中で、先ほど小嶋委員が言われたみたいによりしっかり意見を述べていくと、こういったことが大切だと思いますので、現行のとおりで結構かと思います。

委員長 今、一つずつやるあれだったんですけど、ちょっとみなさんの意見の出し方がまとめて今言われているものですから、改めて、局長、あとの2つについて、青少年問題と、それから。

「土地開発公社。」と発声するものあり。

委員長 土地開発、これについてもちょっと説明、今までの現状と。

意（事務局長） 説明いたしますか。

委員長 はい、どうぞ。ちょっと、皆さん、意見がそういった出方していますので、すみません。

説（事務局長） それでは、続きまして、青少年問題協議会のほうを御説明させていただきます。この青少年問題協議会につきましては、以前、選出根拠を青少年問題協議会設置条例の2条において、学識経験者として議員1名を選出しておりましたが、その上位法であります地方青少年問題協議会法が一部改正をされて、このたび、先回ですかね、6月のときの議会のほうで、一部改正で条例改正を提出されたという経緯がありますけど、何が変わったかということ、今まで学識経験者1名を選出しておりましたが、上位法の改正で、それが撤廃されたと、広くいろんな方から出していただいたほうがいいよ、議員さんを1名輩出しておりましたが、それはなくてもいいよというような一部改正がされたということがございますが、当局としては、ぜひ議員さんに入っていたきたいということの一部改正をされましたが、議員さんを1名選出してほしいということ、改正がされたものでございます。そういうことでお願いをしたいと思います。それから、土地開発公社でございます。これは選出根拠が高浜市土地開発公社定款の6条に基づきまして、議員の選出の指定はございませんが、現在3名の議員さんを選出しております。土地開発公社の目的としましては、公共用地、公共地等の取得、管理、処分等を行うことによりまして、地域の秩序、あるいは整備と市民福祉の増進に寄与することを目的としております。以

上のことから、現在は議員さん、土地開発公社、3名の方を選出しているという状況でございます。以上です。

委員長 ありがとうございます。ちょっと途中で飛びましたけども。11番、鷺見委員。

意(11) 説明ありがとうございます。ということだと、やはり現状維持かなというふうに考えます。意見もね、議員としても意見を言う機会がふえるわけですから、現状維持ということをお願いします。

委員長 ほかに、御意見はいいですか。

意見なし

委員長 最初、順番にですね、都市計画審議会、青少年問題協議会、土地開発公社という一つ一つに絞って、皆さんに御意見を伺うところでしたが、皆さん3つについては、意見を伺うと現状維持で、ということを言われていますので、そのようにさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 ありがとうございます。

「委員長」と発声するものあり。

委員長 はい。

「土地開発公社は、根拠がないと言っているのにいいのですか。」と発声するものあり。

「いいのですか。要は、申し入れをしないといけないですよ。根拠がない。」と発声するものあり。

「全然、根拠がないんだよ、土地開発公社は。ゼロにされる可能性があるよ。」

と発声するものあり。

「根拠がないので、向こうの。」と発声するものあり。

「根拠がないので、根拠をつくれということ。条例にせよということですね。」
と発声するものあり。

「ちょっと。」と発声するものあり。

委員長 議長。

意（議長） 前回のところで、土地開発公社の議会から出ている委員さんから、そんなようなというか、要は、要綱だとか、そういうものをつくれというような話も出ていたと思っていますので。一つは、そういうお話がございましたと
おりで、我々のほうからきちっと入れろと。

「申し入れしたほうがいいですね。」と発声するものあり。

意（議長） はい。向こうさんの都合でやられると困るよという話のきちんとした根拠をつくっていただきたいなということなんです。

「ちょっと、休憩してくれれば。」と発声するものあり。

委員長 はい。暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時29分

委員長 再開いたします。議長。

意（議長） 先ほど申し上げたというところで、議長名で、向こうが、根拠がまずはできる、できないは別として、早くつくれということですけど。いずれにしても、できないなら3名入れろということの申し入れは議長名でしたいと、ここで了解いただければね、ということだと思っています。

委員長 先ほど、今回の土地開発公社についても含めて、さきに異議なしということで進めていましたけど、今、休憩中につき、改めて話の中で、土地開発公社については、今の現状では、議員を入れる根拠がないということでお聞きしまして、今後はですね、現在、今、3名入っていますけど、今後、議長名で申し入れをして、同じく3名なら3名を議員として入れていただきたいということを要望させていただきたいと思っておりますけど、それでよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 局長。

意（事務局長） ただいまの件でございますが、先々回、以前の方に、この件はお話し合いが検討されまして、そのときに出たのが、現在、規則を設けることが、議員を3名なら3名入れるという規則を設けることは、公社側でできるということで、現在、そのときの選出議員さんから、規則を定めていただきたいということでお話はしてあるということをおっしゃるので、改めて議長のほうから、今、言われたように規則を定めてほしいというお話を当局にさせていただければなということで思っておりますので、よろしくお願ひします。

委員長 それでは、議長のほうからよろしくお願ひいたします。以上、土地開発公社については、そのようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

3 会派代表質問制の導入について

委員長 さきになりますけど、第41回での「会派代表質問制」の導入についての発言要旨は、議会の中で、代表質問という新たな場面をつくることによっ

て、当局に対して緊張感を与え、市民にとっても整理整頓がされた多様な質問と答弁が見聞きできるため、代表質問制は当然やるべきだと思う。ほかに、高浜市の場合は、定数16人という小規模であり、会派にも偏りがあり、バランス的にもどうかと思う。一般質問は、個人の質問が基本となっている。会派の状況、体制も考慮していかなければならない。小規模なところでは馴染まないというようなこともあり、代表質問制の導入は必要ないかと考える。また、代表質問制は、交渉団体が行う質問であり、複数名の所属議員のいる会派が行うものであるといった御意見があり、引き続き検討するとしたものであります。ただいまの説明に関して、何か質問や御意見があればお願いいたします。

意(14) そこまでの話で、もし、これをやるとした場合に、どういう方法でやるかというのはそれからの話ということで、理解していいわけですよ。まず、やるかやらないかということです。

委員長 そうです。

意(14) わかりました。

委員長 今、説明の内容については、41回の議会改革で、皆さん、意見が出た内容です。ほかに、御意見はどうですか。

意見なし

委員長 御意見がないと、やる、やらないということが、今、内藤委員が言われたみたいに、決めていかないと次が進まないですけど。

意(14) これまでの経過に対する質問だったですか。

委員長 そうです。今の説明に対しての、ないですか。3番、柳沢委員。

意(3) 導入の前の資料とか見ても、引き続き検討するというふうになってはいるんですけども。例えば、これがずっと委員会の中で平行線になっていくのかなという感じが少しするんですけども。なので、1回、何かこう、代表質問というものを1回しっかり理解する場というのがあってもいいのかなと。

委員長 場ということは、改めて何か。

「勉強会。」と発声するものあり。

意（3） 勉強会みたいなこともあってもいいのかなという気はするんですけど。

委員長 議会改革の中で、ということですか。

意（3） 多分、今の状況でやっても、前回出てきた発言とはさほど変わらない意見になってしまうのかなという。だから、ここで何か議題を設けてやる。

委員長 14番、内藤委員。

意（14） 着実にというか、16人の議員が納得して進めていくという意味では、そういうことはいいと思います。それは、もしできることであればやればいいと思いますし、基本的には、代表質問ですので、会派、いわゆる交渉団体として認められた会派が、今、3会派あるわけですけども、その3会派が少なくとも合意しないと無理かなと。1会派だけでもやるんだということでは、あまり代表質問制の意味がないものですから。その辺はさきに決めてから、具体的に考えるのかというふうに確認したんだけど、決める前に、決めるわけではないけども、こういうふうな形ということで、こう議論していったらいいねとか、それならちょっと先延ばししようかということはあるかもしれないので、十分、お互いに理解し合った上でやったほうが、それから後の代表質問制というものの意味が着実に実現するかなというふうに、私は思いますけどね。多分、一般質問とは違いますからね。一般質問は、一個人の議員さんがするものであって、代表質問は会派です。公明党さんとか共産党さんは、政党を名乗っているわけですから、政党の立場から質問されることになると思いますけどね。そういうことがありますので、十分、お互いに納得したというか、腹に落とし込んだ上で、実行したほうがいいのかなというふうに思います。

委員長 5番、柴田委員。

意（5） 前回というのか、この3月でしたかね、うちの、要するに、各会派から、皆、多分、うちも要望書を出していますし、あと公明党さんも共産党さんも、多分、次年度の要望書を出していると思います。そういった関係で、私は3月ぐらいはやってもいいかなと。前回みたいに一番最後で、とにかく会派

の中で何人かがそのような要望に関して、質問みたいなあれをやりましたので、それを、例えば、1人なら1人が、ある程度の時間枠を決めていただいて、そのような形で1人の人が会派の代表として意見やなんか言っていただくというのは、私はいいと思います。

委員長 ほかに。11番、鷺見委員。

意（11） 3月議会でやるということのようなお話ですけども、ただ、まだ時間がありますので、先ほどの3番議員が言われたように、学習会、こういった形でやるのがいいのかということも、いいのかということか、どのようにやっているのかという代表質問制についての学習会も、やってもいいのかなというふうに思いますので、一つ、それは検討課題ではないですかね。

委員長 ほかに、御意見は。

意見なし

委員長 今、議会改革特別委員会の中には、今、言われたみたいに、会派として3つの会派があるわけです。この場で、やる、やらないというより、議長になりますかね。各派会議かなんかで、代表がいる中である程度の確認をとる。議長。

意（議長） どこでやっても結構だと思いますが、いずれにしても、私は個人的な意見で言いますと、会派の統一した見解というのは、どこで出せるのということですか。そういうふうに考えていただければ、そんな、やり方どうのこうのではなくて、そう難しい問題ではない。こういうふうに思いますので、各派会議というお話があれば、各派会議で、そのようにさせていただきますので、一回、お諮りはさせていただきます。

委員長 今、私の意見として、各派で、代表者がいる場で、一応、やる、やらないを出してもらったらどうかということをご提案させていただきましたが、それに対してはどうですか。

意（14） せっかくこの特別委員会があるんですから、ここで決めたほうがいいと思います。あっちへ振ったり、こっちへ振ったりしないほうがいいと思

います。

委員長 御意見、ありましたので、この場で、皆さん、意見を言っていたいで。これは、前から一応継続のあれになっています。3番委員が言われるみたいに、同じ御意見になると、なかなか決まらない部分もあると思いますので、皆さん意見言っていたいで、やる、やらないという。やるということになれば、どういう方法でやるかというのは、また今後の話になってくると思いますが、どうですか。2番、黒川委員。

意(2) 先ほどから話が出ていますように、今、うちのところは、正式に認められた会派は3会派しかないわけですね、市政クラブさんと公明党さんと、それから共産党さん。あと、市民クラブと、それから開拓志は、1人会派で便宜的に政務活動費だとか、そういう問題やなんかありますので、便宜的に1人会派も認めていただいているお話で、いわゆる、議会運営委員会もオブザーバーですし。最終的には、3会派の方が納得していただかなければできない話ですので、そういう形で、3会派できちんと話をさせていただいて詰めていただければ結構かなと、こういうふうに、私、思いますけれども。

委員長 1番、長谷川委員。

意(1) 私も黒川委員と同様なんですけど。前回同様、意見としては、高浜では必要がないと思っております。

委員長 15番、小嶋委員。

意(15) 先回るときも述べさせていただきましたけども、高浜は、やはり人数が少ないということで、それほど必要性はないというふうに、今のところは考えていますので。

委員長 今、皆さんの御意見を伺いました。これというのは、ある程度聞いて、今、公明党さん言われたみたいに同じ意見ということもあるし、必要ないという方もいますし、多数決というのは、これできるんですか。

「やってやれないことは、ないのではないですか。」と発声するものあり。

委員長 やるならやるという方向で、やらないならやらないという。では、あ

る程度。

意（14） 基本は、全会一致のほうがいいものですから、多数決でやってやれないことはないと思いますけど。もう少し先の話になりますと、代表質問制を導入して、1会派はやるけど、ほかの1会派はやらないというのではおかしいものですから、やはり、僕がさきに言ったのは、皆が納得というか、合意した上でやったほうがいいという。偏ったことをやっていたら意味がないので。そういう意味で、いわゆる全会一致というか、皆が納得した上でやったほうがいいというふうに、できるだけ理解を得るような形で話をもう少し詰めていくのかどうかということだと思っんですけどね。

委員長 わかりました。全会一致のほうがいいということの、今、委員が言われました。委員長の立場で聞いていると、全会一致が、なかなかまとまらないのではないかなということが、私のあれとして思っていますので、そういう意見を言わせていただきましたけど。もう少し詰めるなら、もう一回持ち帰って。議長。

意（議長） 皆さん、代表質問は、のべつというふうにお考えではないですかね。そうではなくて、先ほど、3番、5番でしたか、委員がおっしゃったように、例えば、予算、あるいは、また、市長さん、あるいは、教育長さんの方針が出る時、大きく限られるわけなので、そういうふうに理解をしていただければ、僕は、そんなに難しい話ではないかなと思っっていますが。

委員長 わかりました。

意（議長） 私の考え方ですけどね。

「今、皆の理解を深めようとしている。」と発声するものあり。

委員長 ですから、今、議長言われましたように、そういう。

「節目、節目ね。」と発声するものあり。

委員長 はい、節目。5番委員が言われたように、各年度の初めでというか、

要望書ですね。要望書として出されている内容についてという意見もありました。ですので、4定例会があって、全ての中でやるというものではないということをご皆さんに理解していただければと思います。

「それが正しいかどうかわからないですよ。」と発声するものあり。

委員長 はい。

「皆さん、理解をしておいてもらわなければいけない。」と発声するものあり。

委員長 はい、いろんな意見いただいて。

「私は、そういうやり方をするようになるのか、という世界かもしれません。ごめんなさい。」と発声するものあり。

委員長 議長。

意（議長） 前の委員会では、そういう一委員からそういうお話が出ているというふうに理解していますので、要は、代表質問というものをどういうふうに考えて、という世界だと思っていますので、それは、もう皆さん御理解していただいていると、僕は話しているのですが。

委員長 5番、柴田委員。

意（5） 議長も言われたんですけど、別に、私、施政方針や教育方針だとか、うちの、例えば、クラブのほうの要望だとか、そういった形で、常にやれというふうではなくて、やる場所があって、例えば、3会派で、極端な言い方ですよ、この来年の3月なら3月はやるというあれで決めれば、別にいいと思います。やらないのであればやらなくてもいいと思っておるんですけど、別に、その制度さえつくっておけば、各会派で、一応、話し合っ、今年度はやる、今年度はやらないというふうに、別に、その時点において、その場で決めていけばいいかなというふうには考えておりますけれど。

委員長 今、やる方向での意見として、今、出ました。代表質問制はいら
ないのではないかという御発言された委員の方、どうですか、その意見
に対して。

意見なし

委員長 全ての、別に4定例会ではない、やる時は、施設方針なり教育行政
方針。

意(15) もちろん、それはわかっております。その上で発言して
おりますので。

委員長 言われたみたいに、あくまでも、協議してですね、詰めるに
当たって各委員の方が、皆さん御理解していただいて、やる、や
らないというのを持って行って、代表質問制については、今後どう
するかということで、きょう、もし御意見が出なければ、再度、
また持ち帰りということで、いいですか。

意見なし

委員長 いいですか。

意(14) 持ち帰っても、一緒になりますよね。

委員長 一緒になる。持ち帰りができなければ。

「知立と一緒にだね。」と発声するものあり。

委員長 議長。

意(議長) いや。

「少し頭を冷やして、考えて。」と発声するものあり。

委員長 同じだというか、これも前からですね、継続、継続で出て
います。ある程度のところで方向性をつけて、一応、結論は出
したいと思うものですから。

次回のですね、いいですか。今、頭を冷やしてという御意見もありましたので、次回の議会改革特別委員会の場で、もう一度、各委員さん考えてきていただいて、御発言いただくということでもよろしく願いいたします。それでよろしいでしょうか。

意見なし

委員長 異議ありますか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 ただいま御協議いただきました代表質問制については、次回の議会改革特別委員会の場で発言していただいて、取りまとめをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

4 その他

委員長 皆さんのほうで何かあれば、お願いいたします。局長。

意（事務局長） 少し確認でございますが、議会報告会、11月8日ということで、先ほど決まったわけでございますが、その案内につきまして、当然、10月15日号の広報には間に合いませんので、11月1日号の「びいぷる」に案内を挟み込んで出すわけでございますが、11月1日の広報に重なりますので、載せないということでもよろしいでしょうかということ。11月1日の「びいぷる」発行に案内を出しますので、11月1日の広報には、掲載しなくてもよろしいですかという御確認ですけど。

「両方。」と発声するものあり。

「両方、やればいい。」と発声するものあり。

「両方、流してもらったほうがいい。」と発声するものあり。

意（事務局長） 両方ということで。

委員長 はい。案内としては、両方お願いいたしたいと思います。

意（事務局長） はい、わかりました。

委員長 ほかに、その他で、何か委員の方で。

意 見 な し

委員長 なければ、きょうの付議事項としては以上ですけど。

意 見 な し

委員長 以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時54分

議会改革特別委員会 委員長

議会改革特別委員会 副委員長